

第14回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価官室

1. 日 時：平成17年2月28日(月) 15:13 ~ 15:50
2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員：朝倉委員、雨宮委員、飯田委員、伊集院委員、大河内委員、大森委員、
小野委員、加藤委員、出塚委員、東海委員、外園委員、御厨委員、山本委員
4. 議事次第

(1) 委員長の互選等について

委員長の互選

委員長代理の指名

(2) 独立行政法人 国立公文書館の次期中期目標について

5. 議 事

武川政策評価官 それでは、皆様おそろいでございますので、第14回「内閣府独立行政法人評価委員会」を開催させていただきます。

大森委員長の任期が2月14日で満了しておりますので、改めて委員長が互選されますまでの間、議事の進行をさせていただきます。

お手元に名簿を配布しておりますけれども、最初に委員の御紹介をさせていただきます。朝倉委員、大森委員、出塚委員、外園委員、長倉委員の5人の先生方につきましては、去る2月14日で任期が満了いたしました。そのうち朝倉委員、大森委員、出塚委員、外園委員には引き続き御就任いただくことになりました。各委員におかれましては、引き続きよろしくお願いたします。

また、新たな委員といたしまして、東京大学大学院人文社会系研究科日本史学助教授の加藤陽子先生に御就任いただくことになりましたので、御紹介申し上げます。

加藤委員 よろしくお願いたします。

武川政策評価官 再任されました各委員におかれましては、従来どおりの分科会を御担当いただきますとともに、加藤委員には国立公文書館分科会を担当していただくことになっております。

次に再任等の発令後、初めての委員会でございますので、評価委員会令第4条第1項により改めて委員長を互選していただく必要がございます。事務局から申し上げるのも僭越でございますが、委員長には大森委員に引き続きお願するのがよろしいのではないかとお考えかもしれませんが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

武川政策評価官 それでは、引き続き大森委員に委員長をお願いいたします。

では、この後は大森委員長による議事の進行をお願いいたします。

大森委員長 引き続きまして、よろしくをお願いいたします。

評価委員会令第4条第3項によりますと、委員長があらかじめ委員長代理を指名することになっております。委員長代理には、引き続き朝倉委員にお願いしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

大森委員長 よろしく申し上げます。では、こちらへどうぞ。

私も引き続きいますので、朝倉さんも引き続きよろしく申し上げます。

朝倉委員長代理 よろしく申し上げます。

大森委員長 それでは、議題に入らせていただきます。本日は、国立公文書館の次期中期目標につきまして御検討いただくことになっておりますので、お願いいたしたいと思っております。

この中期目標につきましては、主務大臣がそれを定めることに当たり、私ども評価委員会の意見を聞かなければいけないことになっております。したがって、この中期目標に関して内閣府で主務大臣の業務を担当している企画調整課長から御説明を受けた後、審議をいたしたいと思っております。

それでは、よろしく申し上げます。

川口企画調整課長から、資料1に基づき説明

大森委員長 ありがとうございました。

今、川口企画調整課長から説明ございましたが、御質問があればまず承って、その後、外園分科会長から御発言いただくような手配にいたしたいと思っております。まず、御質問等ございますでしょうか。

今度のこの書き方は、独法の枠組みの中には入っているのだけれども、今、川口企画調整課長の説明にあったように、やはりここは企画と実施をきれいに分けるのが難しくなっていて、接近し始めていますね。接近し始めて、なおかつ独法の枠組みの中でやるのだという。ですから、そのことを気にしている側の人が読むと、何となく独法の本質からは少しずつずれているのではないかという御批判が出てくる可能性がありますね。枠組みの中に入っているから企画として分けているのだけれども、結局するところ、公文書館の方の実際の調査、一種の企画の力がない限り、公文書館全

体をよくすることはできないのです。

ということは、私反対しているのではなくて、ぎりぎりこの枠組みの中にあるのだけれども、というようことはちょっと気になりますね。

川口企画調整課長 全く御指摘のとおりでございまして、本評価委員会での御議論も踏まえまして、独法、特に公文書の保存につきまして、企画と実施をどのように分業し連携するかということについて、ずっと議論をして、更に現行の法律も読み返しまして、国立公文書館の持っている権能である調査ですとか、政府への勧告権というものの存在に注目し、それを最大限発揮してもらおうということが、現行の分担関係を大きく変更しないまでも、最大限の努力ということは、これは可能ではないかということで、今回の目標については、御指摘のとおり公文書館の実施の範囲内における調査であると。

ただ、調査というのは、更に内閣総理大臣に対する提言、これは具体的に何を保存すべきかに関する提言もございまして、内閣府の方で移管基準をつくっていく際における、移管基準についての調査研究というものも提言ということで国立公文書館に期待をしているということでございまして、現行の政府と独立行政法人という分業を前提とした上での最大限での実質化といいますが、評価委員会からの御意見を最大限そちらの方向での努力ということを反映したものでございます。

大森委員長 何かお気付きの点ございますか。飯田委員、どうぞ。

飯田委員 今の委員長の御発言に関連してのことなのですけれども、去年1年間、やはり公文書館の問題で一番社会的に問題になったのは、やはり独法に変わって、いわゆる資料がかえって集まらなくなったと。特に省庁からの資料が集まりにくくなったということが一番大きな問題になったと思うのです。

そういう意味で、今、委員長が御指摘のように内閣府の企画部門と独法の実施部門に二元化して分かれていることが、やはり去年もちょっと問題になったと思うのですけれども、依然としてやはり疑問が残るわけです。

ですから、今回の中期目標で確かに相当頭の方にこの問題が非常にはっきりと出てきているというのは、大変進歩だったと思いますし、それからまだほかにも内閣府の方でも2人の専従職員を据えたり、そういう前進の跡は大変見られるのですけれども、引き続き独法自体の中期計画の中でいろんな調査研究や、あるいは検討を行う中に、できれば思い切って実施部分と企画部門の一体化の可能性も含めて、もう一回、やはり検討対象にしてもらえないかということを希望として申し上げたいのです。

大森委員長 もう一つ、川口企画調整課長のお話の中で、今度は計画期間を5年にするという御説明があって、一種安定期に入ったのでぎりぎり5年でよろしいのではないかと御説明と同時に、館長のリーダーシップの話が出ています。館長の任期とのつながりですけれども、物の考え方としては、館長が途中で変わろうがきちっと館長の任務を果たしてもらえればいいので、独法そのものは継続しているわけだから、館長の任期に併せて5年にするという御説明は必ずしも説得的ではないのではないかと。だから、安定期に入って5年ということで、初めて公文書館の全体の効率化を含めて、きちっと作業が行われるのだという御説明で十分なのではないかというふうに、ちょっとそこが理屈としても気になるのです。どなたがなろうが、前の方が設定しようが精一杯それを実現し、途中で加えられるものがあれば計画の段階でリーダーシップを発揮してもらっても構わないので、ちょっとさっきの御説明のところ、私としては気になる点なのです。もっともだとも思えるし、それはいかがかなというふうにも思えるので、そこは余り強調されない方がよろしいのではないかというふうに思うのです。どなたがなったとしても、公文書館の重要な任務と運用については、現館長を上回る方を置いてくださなければ困るのでというのが普通の見方ではないかと思っているのです。

川口企画調整課長 その点は、その説明自体に特にこだわるものではございませんが、中期目標の指示をした後、館長の方で中期計画を策定するということになるものですから、中期計画を策定するに際して、御本人に、4年4年でいきますと中期計画を策定して直ちに策定した御本人が変わっていくというような流れになるのはいかがなものかなということで、リーダーシップを発揮しにくい年数になっているのではないかとということも併せて考えたという次第でございます。

外園委員 3年よりも5年の方がいいのではないかと、その程度でいいのではないのでしょうか。4年よりもそれは奇数の3年か5年が良いと思われれます。

ついでに、発言させていただきますと、この中期目標の中で、もっと攻めるといふか行動的といふか、前進的なことが実現できないだろうか、ということが先ほどの分科会で話題になりました。

大森委員長 主務大臣に対する私どもの意見は、この委員会でやることになっているのですけれども、御案内のとおり各分科会で御事情のわかる各委員により検討していただいています。先ほどの川口企画調整課長からの御報告でも、本日提示の案について、もうちょっと充実するような表現を取りたいという説明もございましたので、外園分科会長からもう一度念のために、こういう点について少し充実強化したいということをお指摘いただきまして、その上で私どもとしては審議したいと思っております。いかがでしょうか。

外園委員 先ほどの分科会で審議しました結果を御報告いたしますと、この中期目標は非常によくできていると思います。これまでの4年から、5年に延ばすということになりますと、それに基づいて行動を起こし、仕事をしていかななくてはなりません。そうしますと、5年間という期間、これが短いか長いかは別にしましても、独立行政法人になって非常に明るくなったというか、仕事をよくなさっているという感じがいたします。

したがって、この中期目標も、何かもう少し行動するのだという姿勢が明らかになるような文言が必要だと思います。ある面ではマンネリ化した、何か毎年同じことをやっているなというような自己反省、自己嫌悪がありますので、ここで5年間という期間を設定するならば、もう少し行動的な文章表現にしたいと思います。そのようなことが先ほどの分科会で話題になりました。

大森委員長 その取り扱いはどのようにすればいいでしょうか。とりあえずは、先ほど川口企画調整課長からも何か所かにわたって少し御指摘がありましたので、まず外園分科会長とよく相談していただき、この中期目標の表現について、ある種の修正を加えていただいて、それを各委員に一度お送りする。そこの作業は恐縮ですが、私に一任していただくとして、御相談しながら、今のよう手順で各委員のお目につけた上で、この中期目標の表現を確定すると。そういう手はずにさせていただいて、本日、細かい文章までこういう文章にするということのところまでは、ちょっと難しいと思いますので、そういう形にさせていただいてよろしいでしょうか。今、外園分科会長もおっしゃったような多分トーンで少し強めつつ、張り切ってやりたいのだということをお文章上表現させていただくということで、この点につきましてはよろしゅうございましょうか。

皆さん方の方から何か御発言があれば、承りたいと思います。

小野委員 読売新聞の写しが今日配布されています。これを拝見いたしますと「日本には文書管理に関する法律がなく、廃棄権限は各省庁にある」と、こういうふうに書いてございます。仮に法律がつくられて、廃棄権限が各省庁から離れたとき、どこにいくのだからよくわかりませんが、各官庁が集めている膨大な資料がございます。その膨大な資料のうち、残すに値するものとか、これはいいだろうとか、そういう選別はまずは外国の場合だったら、どこがやっているのでしょうか。

また、日本がやるとしたらどこがやることになるのでしょうか。

大森委員長 川口企画調整課長、どうぞ。

川口企画調整課長 諸外国の調査によれば、多くのところは廃棄権限を国立公文書館のカウンターパートみたいなところの国立公文書館長に相当する人に決定権限があるということで、先日の国際シンポジウムで来日しましたカナダの公文書館長も、自分が認めないものは廃棄が認められない

というふうに言うておりました。勿論、公文書館に全部持ち込まれて、それから公文書館が廃棄しているわけではなくて、物理的には相談をして、国立公文書館が残すべきと決めれば、残さないといけないというのが国際的な多くの国が取っているシステムと。

勿論、そういうシステムに移行するには、何らかに法的手当がないと現行の我が国のシステム、法制度の下では、それを実現することは直ちにはできないということではございますが、先ほど御説明しましたように、そこについては権限まではいかないにしても、国立公文書館がしっかり意見を出すと。それを内閣総理大臣に出してもらって、言わば勧告権限ということで、これを最大限重く受け止めていこうというのが、今回の中期目標の考え方ということでございます。

大森委員長 よろしゅうございましょうか。ほかに何か御指摘ございせんでしょうか。よろしければ、先ほど御了解の手はずで処置をさせていただければと思っております。実際の議事は以上でございますけれども、皆さん方のお手元に8月4日と10月8日の12回、13回の議事録が配布してございまして、必要な修正は施されていますので、これを公開させていただくことになりましても、よろしゅうございましょうか。では、そういうふうにさせていただきます。

次回は3月17日木曜日13時30分からということでございますので、引き続きよろしくお願いたします。

本日は、以上でございます。ありがとうございました。